

船舶事故調査報告書

令和元年 11月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和元年 6月26日 15時ごろ
発生場所	不明（新潟県村上市岩船港西北西方沖）
事故の概要	漁船日連丸 ^{（にちれん）} は、操業中、船長がネットローラーに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和元年 7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか 1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 日連丸、8.5トン NG2-002108（漁船登録番号）、個人所有 12.03m（Lr）×3.59m×1.59m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和56年1月 第220-9422号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年10月7日 免許証交付日 平成30年10月23日 （令和6年10月6日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、ごち網漁 ^{*1} を行う目的で、令和元年 6月26日岩船港の定係地を出港した。 船長から入港後の漁獲物の仕分け作業の手伝いを依頼されていた者は、いつもは魚市場での競りが始まる17時ごろに帰る本船が帰港しないことを心配し、18時00分ごろ船長が所属する漁業協同組合支所（以下「漁協」という。）に連絡した。 連絡を受けた漁協の担当者は、船長の携帯電話に電話をかけたが、

*1 「ごち網漁」とは、だ円形の1枚の網と、その両端に結びつけた引き綱で、包囲形を作り、それを狭めて魚類を網目に刺させたり、絡ませて捕る漁業をいう。

	<p>呼出し音が鳴るのみで応答がなく、さらに、本船を漁業無線で呼び出したが、応答がなかったため、僚船6隻を本船の捜索に当たらせるとともに、19時17分ごろ海上保安庁に捜索を要請した。</p> <p>捜索中の僚船は、20時00分ごろ岩船港の西北西方7.6海里(M)付近で、無灯火で右旋回している本船を発見したが、小回りが効かず、安全に接舷することができなかった。</p> <p>海上保安官3人及び漁協組合員2人は、23時33分ごろ漁協が手配した小型船で本船に接近して移乗し、本船を停船させて船上を調べたところ、後部甲板に2台設置されていたネットローラーのうち左舷ネットローラーに仰向けの状態で網と共に巻き込まれた船長を発見し、網の一部を切断して船長を救出した。</p> <p>本船は、漁協組合員が残った網を海中から手繰り揚げた後、岩船港に帰港した。</p> <p>船長は、巡視艇で新潟県新潟港に運ばれ、27日に医師により、死因が頸部及び胸部圧迫による窒息（推定）、死亡推定時刻が26日15時ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 右舷方から見た後部甲板、写真3 ネットローラー、写真4 一部を切断した網 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>漁協の担当者によれば、ごち網漁に従事する所属船は、05時ごろまでに出港するとのことであった。</p> <p>本船は、海上保安官等が移乗した際、主機が微速力前進となっており、大型のクーラーボックスの中に漁獲物が残されていた。</p> <p>本船のネットローラーは、それぞれ横幅が約1.0mであった。</p> <p>本船のごち網は、2本の引き網の長さがそれぞれ約110m、2枚の袖網の長さがそれぞれ約17m、魚捕部（身網及び袋網）の長さが約13mであった。</p> <p>船長は、発見された際、カップの上下を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、頸部及び胸部圧迫による窒息と推定された。</p> <p>本船は、26日05時ごろ岩船港を出港した後、20時00分ごろ同港西北西方沖において、無灯火で右旋回しているところを僚船に発見され、23時33分ごろ海上保安官等がネットローラーに網と共に巻き込まれた船長を認め、医師により、死亡推定時刻が15時ごろと検案されたことから、15時ごろ、船長がごち網漁を操業中、ネットローラーに網と共に巻き込まれたものと推定される。</p>

	<p>本船は、船長が左舷ネットローラーに仰向けの状態で網と共に巻き込まれていたこと、残った網を海中から手繰り揚げたこと、主機が微速力前進となっていたこと及びクーラーボックスの中に漁獲物が残されていたことから、ごち網漁の揚網作業中であったものと推定される。</p> <p>船長は、ネットローラーに網と共に巻き込まれ、頸部及び胸部を圧迫されて窒息したことにより死亡したものと推定されるが、目撃者がおらず、どのように巻き込まれたかを明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船がごち網漁を操業中、船長がネットローラーに網と共に巻き込まれたことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中は、ネットローラーに巻き込まれるおそれがあることから、裾や袖口をしっかり押さえ、十分に注意しながら作業を行うこと。 ・ ネットローラーに触れる場合は、必ずネットローラーを停止させて作業を行うこと。 ・ すぐにネットローラーを停止できるよう、複数人で作業を行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

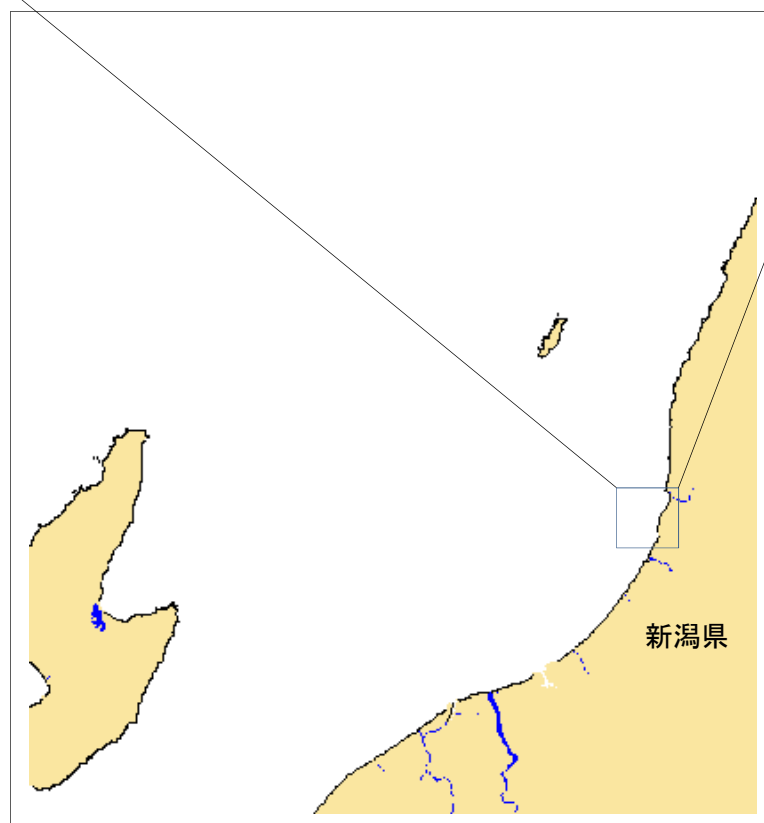
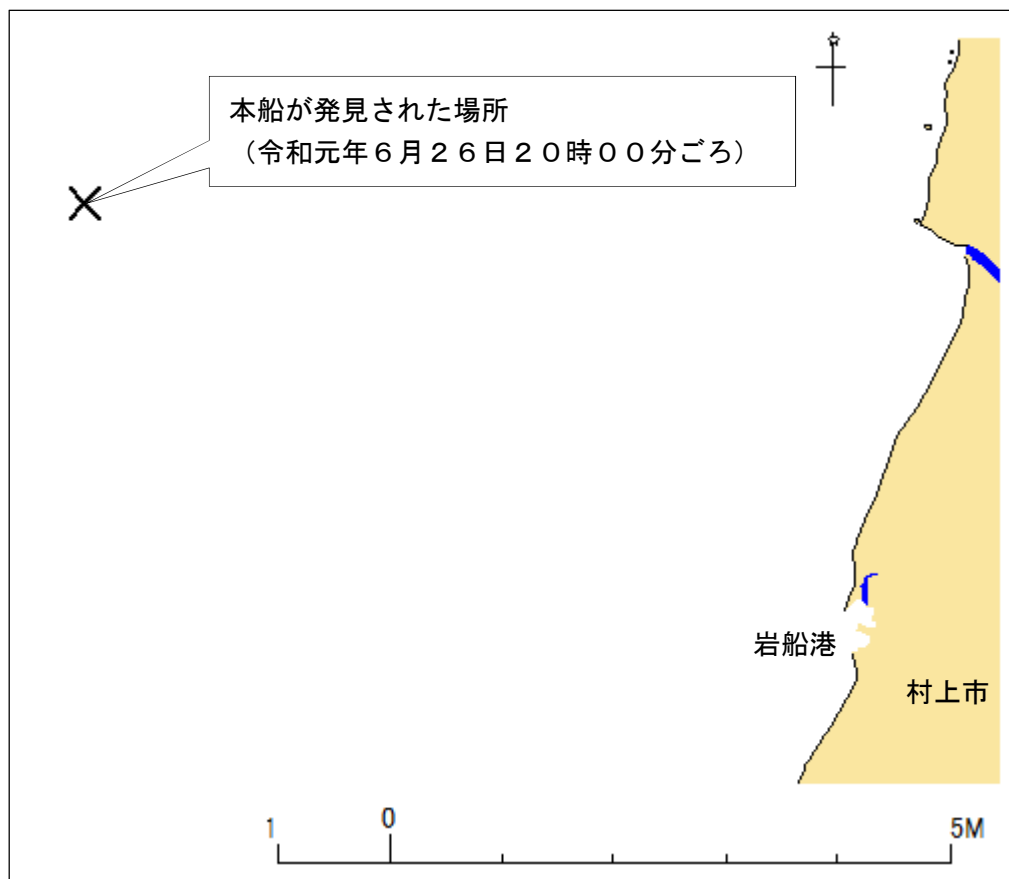


写真1 本船



写真2 右舷方から見た後部甲板



写真3 ネットローラー

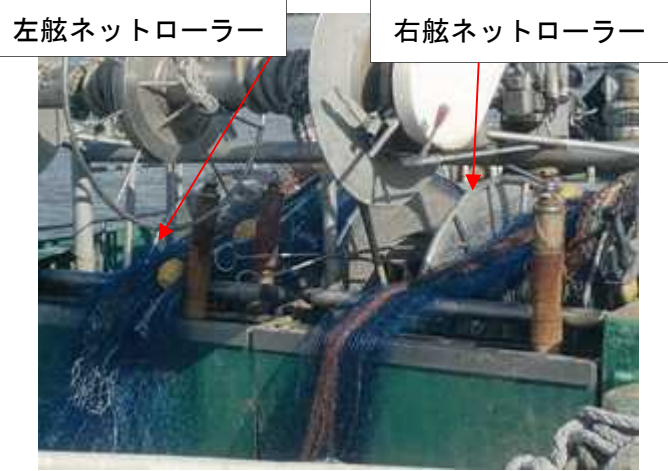


写真4 一部を切断した網

